

議案第75号

勝山市債権管理条例の一部改正について

勝山市債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

民法の法定利率の改正に伴い、勝山市債権管理条例の中の私債権に関する遅延損害金及び還付加算金の利率を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市債権管理条例の一部を改正する条例

勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(私債権に係る遅延損害金等)</p> <p>第9条 市長等は、私債権に係る督促状を発した場合においては、契約に別段の定めがある場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の額に<u>年5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金をその債権の元本に加算して徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、私債権の過誤納に係る市の歳入(以下「過誤納金」という。)があるときは、契約に別段の定めがある場合を除き、歳入があった日の翌日から過誤納金の返還の日までの期間の日数に応じ、その金額に<u>年5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額(以下「返還加算金」という。)を当該過誤納金に加算して返還するものとする。</p>	<p>(私債権に係る遅延損害金等)</p> <p>第9条 市長等は、私債権に係る督促状を発した場合においては、契約に別段の定めがある場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の額に<u>民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率(以下「法定利率」という。)</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金をその債権の元本に加算して徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、私債権の過誤納に係る市の歳入(以下「過誤納金」という。)があるときは、契約に別段の定めがある場合を除き、歳入があった日の翌日から過誤納金の返還の日までの期間の日数に応じ、その金額に<u>法定利率</u>の割合を乗じて計算した金額(以下「返還加算金」という。)を当該過誤納金に加算して返還するものとする。</p>

4・5 (略)

4・5 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。